

被害者支援活動の発展過程に対応した研修方法の開発

— 広島被害者支援センターの10年間を振り返って —

The Development of Training Methods Corresponding to the Victim Support Activities

Consideration of the Victim Support Center of Hiroshima from 2004 to 2014

兒 玉 憲 一

Kenichi KODAMA

〈要旨〉2004年に施行された犯罪被害者等基本法に基づき、全国で被害者支援センター48団体が被害者等の支援活動を展開している。支援活動に従事する活動員の心理的負担の軽減とサポートのため、臨床心理士によるグループ・スーパーヴィジョン（GSV）が行われている。本研究では、広島被害者支援センターでの10年間の経験を基に、被害者参加制度や裁判員制度の導入など日本の裁判が大きく変化するなかで、GSVがどのように変化したかその過程を事例報告するとともに、問題点を指摘し、今後の課題を考察した。

問題と目的

犯罪被害者等基本法¹⁾（以下、基本法という。）によれば、「犯罪やこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為の被害者及びその家族又は遺族」を犯罪被害者等（以下、被害者等という。）と呼ぶ。

わが国では、被害者等に対する支援において、警察²⁾、検察³⁾、弁護士⁴⁾等の司法関係者や地方公共団体の行政関係者⁵⁾が重要な役割を果たしている。これに加えて、民間の被害者支援団体が重要な役割を果たしている。1995年10月3日に、被害者等の当事者を中心に「全国被害者支援ネットワーク」が産声をあげて以来、すべての都道府県に被害者支援センター（以下、支援センターという。）が設立されている⁶⁾。2014年7月現在、全国の支援センターの数は48団体で、これらのほとんどが、公益社団法人として認定されている⁷⁾。支援センターの主な活動は、以下の通りである。①電話相談・面接相談 ②病院や裁判所等への付添 ③裁判参加の支援 ④支援員の養成及び研修

⑤被害者支援活動に関する広報啓発活動 ⑥被害者自助グループへの援助等。

わが国の被害者支援体制の整備が始まったのは、約20年前である。とくに2004年秋の臨時国会で基本法が成立し、整備が急ピッチで進んだ。基本法では、国・地方公共団体が以下のような基本的施策を講じることを定めている。①相談及び情報の提供 ②損害賠償の請求についての援助 ③給付金の支給に係る制度の充実等 ④保健医療サービス・福祉サービスの提供 ⑤犯罪被害者等の二次被害防止・安全確保 ⑥居住・雇用の安定⑦刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等。その結果、民間団体の支援センターと行政との緊密な連携が可能になった。

支援センターの多くは、都道府県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体（以下、早期援助団体という。）の指定を受けている⁶⁾。早期援助団体は、犯罪被害等を受けた直後の被害者等に対して能動的にアプローチして援助を行う。そのため、警察本部長等は、早期援助団体に対し、被害者の同意を得て、当該被害者の氏

名及び住所の他当該犯罪被害の概要に関する情報を提供することができる」とされている。これで、被害者等の多くが被害の直後から支援センターの援助を受けることができるようになった。

2005年秋の基本法の施行に引き続き、刑事裁判への被害者参加制度、裁判員制度が開始された。これらは、支援センターの活動に大きな影響を及ぼした。

被害者参加制度とは、刑事訴訟に被害者等及びこれらの委託を受けた弁護士が参加する制度のことで、2008年12月1日から導入された⁸⁾・⁹⁾。一定の重大な事件について被害者参加人は刑事訴訟において、公判期日等に出席するとともに、証人尋問、被告人質問及び論告を行うことができる。さらに、貧困のため被害者参加弁護士を選定できない被害者参加人に対し、国選被害者参加弁護士制度も設けられた。その結果、被害者参加人は、検事と弁護士によってサポートされ、公判において自分の思いを裁判長に訴えることができるようになった。このことは、わが国の裁判史上大きな変革であり、後述するように、支援センターの役割にも大きな影響を及ぼした。

裁判員制度とは、特定の刑事裁判において、有権者(市民)から事件ごとに選ばれた裁判員が裁判官とともに審理に参加する日本の司法・裁判制度である⁸⁾・⁹⁾。裁判員法は、2003年5月に成立し、5年後の2009年5月に施行された。裁判員裁判は、数日から数週の間に集中的に審理される。裁判員はlay judgeのために、検事や弁護士が公判でわかりやすく話すようになるなど、多くの点で改善された。その一方で、被害者等が裁判員や傍聴者の視線にさらされる心理的負担も大きく、課題も多いとされる。

広島被害者支援センター(以下、当センターという。)は、当時の県警察本部の被害者支援担当警部の尽力で、財界人、大学教員、医師、弁護士、臨床心理士等が理事となり、2004年2月に任意団体として発足した。2005年4月には社団法人、2009年3月に公益社団法人となった。また、2007年12月には、広島県公安委員会から早期援助団体の指定を受けた。筆者は、臨床心理士としての長年の経験を買われ、発足時から副理事長(後に、支援活動委員長も兼任)として、市民ボランティアの支援活動員(以下、活動員という。)の臨床指導とメンタル面のサポートのために月1回のグループ・スーパーヴィジョン(以下、GSVという。)を担当し

てきた。全国の支援センターには多くの臨床心理士が参加し重要な役割を果たしており¹⁰⁾、スーパーヴィジョン(以下、SVという。)はそのなかでもとくに重要とされている¹¹⁾。ただ、支援センターにおけるSVについて詳細に検討した報告は見当たらない。一方、当センターの支援活動はこの10年間に大きく変化し、それに伴い活動員の研修目的や研修方法も大きく変化した。そこで、本稿では、この10年間の当センターの支援活動及び活動員の研修、特にGSVの方法上の変遷を振り返り、今後のGSVの課題を検討することを目的とする。

方 法

当センターの支援活動は後述するように、2007年12月に早期援助団体に指定された後で、大きく変化した。また、2008年12月に導入された被害者参加制度及び2009年の裁判員制度の導入でさらに大きく変化した。そこで、研究の目的のために、2004年2月の発足から現在までの当センターの支援活動を3期に分けることとした。発足から早期援助団体の指定を受けた2007年12月までを第1期とした。早期援助団体の指定を受け、裁判員裁判が始まったものの早期事案も少なく手探りであった2009年12月までを第2期とした。第3期は、2010年1月から2014年10月現在までで、早期援助事案や裁判員裁判も増え、裁判員裁判に参加する被害者等も多くなった。各時期の支援活動全体の特徴、電話相談・面接相談・直接支援の特徴を当センターの支援活動集計を基にまとめ、GSVの記録を基に、それに応じた活動員の研修方法、とくにGSVの方法上の変遷とその意味するところを明らかにした。

結果と考察

支援活動集計からみた支援活動の変遷

当センターでは、2004年から2013年までの支援活動統計を電話相談・面接相談・直接支援の方法別件数等をニュースレターで公表してきた¹²⁾。図1は、当センターの10年間の支援活動の推移を示したものである。これによると、発足から2007年までの第1期では、電

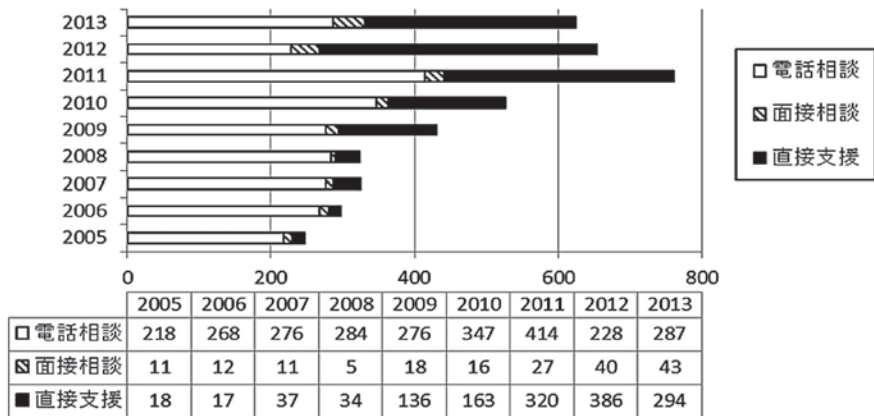


図1 10年間の支援活動の推移¹²⁾

話相談が年平均約250件でもっとも多く、面接相談は年平均約10件、直接支援は年平均約25件にすぎなかった。早期援助や裁判員裁判が始まった2008年から2009年までの第2期では、電話相談は年平均約280件、面接相談は年平均約10件とほぼ横ばいであったが、直接支援は年平均約85件と3倍に増加した。裁判員裁判、被害者参加、早期援助が本格化した第3期のうち2010年1月から2013年12月までは、電話相談も年平均310件と増加したが、面接相談は年平均約30件、直接支援は年平均約290件と急激に増加した。特に、直接支援は第1期の10倍、第2期の3.5倍になった。電話相談は、テレビのスポットCMを用いた大規模な啓発キャンペーンを展開した2011年を除けば、その後も300件弱で推移している。これに対して、直接支援は第3期に入り急増し、2012年以降は電話相談の件数を上回るようになった。面接相談も第3期に急増しているが、そのほとんどは早期援助事案に関する相談である。

支援活動の方法の変遷

電話相談 上述したように、電話相談件数は3期を通じて大きな変化はみられなかったが、2007年12月の早期援助団体の指定を境に、その方法は第1期と第2、3期で大きく変化した。第1期までは傾聴技法中心の「いのちの電話モデル」の電話相談であった。「いのちの電話」は全国のすべての都道府県に設置された自殺防止のための市民ボランティアによる電話相談で、長い歴史を有する¹³⁾。「いのちの電話」では、電話相談員が専門家ではなく市民ボランティアで、その大半は

主婦である。そのため、相談員とコーラーの福祉のため、さまざまな配慮がなされている。例えば、相談員はコーラーには決して名前を名乗らず、お互い匿名で電話対応する。ひたすらコーラーの話に共感的に傾聴し、アドバイスや情報提供もしない。相談員がコーラーと直接会うことは固く禁止されている。発足当時の当センターでは、活動員数も少なく、施設も不十分で面接相談や直接支援が行えず、電話相談活動のみであった。そこで、この「いのちの電話モデル」に基づいて活動を開始した。ただ、年々活動員も増加し、専従の事務局員が置かれ、施設も拡充し、面接室のスペースが確保されるようになった。そこで、電話相談の方法も、「いのちの電話モデル」から少しずつ変化するようになった。例えば、事件事故の被害者等から警察、検察、裁判所、弁護士等の司法関係の窓口、さらには、消費生活センター、交通事故紛争処理センター、病院の医療相談室などの生活相談窓口に関する問い合わせが増えた。そこで、これらの問い合わせには、当センター独自の社会資源台帳を作成し、できるだけ確実な情報を提供することになった。また、2007年4月からは当センターで弁護士や臨床心理士による専門家面接相談が開始されたので、活動員と事務局が協議し、適当と思われるコーラーにはこちらの面接相談を勧めるようになった。

このような変化はすでに第1期で始まったが、早期援助団体に指定されて決定的となった。早期援助団体では、県警から情報提供される事案の被害者等に対応するのは、一般の活動員ではなく、活動員の中から活

動経験と適性で選ばれた犯罪被害者相談員（以下、常駐相談員という。）である。早期事案の場合は、事件直後でまだ犯人が検挙されておらず、危険な状態から関与することもあるため、被害者等の個人情報やプライバシー保護が厳しく求められる。したがって、常駐相談員の早期事案に対する支援活動は、公判が開始されるまでは当センターの活動員にも開示されない。そこで、2012年4月から開始された早期事案のGSVは常駐相談員限定で行われ、全活動員対象のGSVとは別の時間帯に行われている。また、早期事案では、常駐相談員が被害者等に電話で挨拶することから始まり、家庭訪問や最寄りの警察署での面接相談、さらには当センターでの面接相談、公判への付添支援や代理傍聴と、多岐にわたり、しかも長期間継続される例が少なくない。そのため、各事案に主担当の常駐相談員が決められる。したがって、常駐相談員も最初から被害者等に名前を名乗り、電話相談だけでなく、さまざまな方法で支援する。電話相談においても、共感的な傾聴にとどまらず、事務局との協議を基に、担当の検察官や弁護士との仲介や連携、生活支援のための情報提供やアドバイスを積極的に行う。早期事案の支援を数多く経験した結果、第3期半ばにはその支援方法がほぼ確立された。その時点で、「いのちの電話モデル」を完全に脱却し、傾聴、情報提供、アドバイス、協議、連携など多様な方法を駆使した「センター独自のモデル」へと移行したと考えられる。

面接相談の変遷

発足当初は、「いのちの電話モデル」の電話相談が中心であったが、第1期の終わりに面接室が確保され、弁護士や臨床心理士による面接相談が始まるに伴い、活動員による面接相談も一部行われるようになった。ただし、これは専門家による面接相談の準備のための面接相談であった。専門家の面接相談は、それぞれ月1回のみで、時間も限られている。電話相談からいきなり専門家の面接相談につなぐために、相談の趣旨が不適切であったり、相談内容が整理されておらず、長時間に及ぶ例も少なくなかった。そこで、専門家による面接相談の前に、活動員がコーラーを面接相談に誘い、そこで専門家に相談する内容を事前に整理するのを手伝った。このことで、被害者等も専門家に相談したいことが明確になり、専門家による面接相談も効

率よく行われるようになった。一方、この時期に、飛び込み相談という形で来談する人への活動員による面接相談もわずかながら行われた。ただ、実際に面接してみると、精神障害者であったり、被害者等ではなく加害者であったり、さらには当センターの安全性が脅かされる事態もあった。そこで、まずは電話相談で相談内容をしっかり聞いたうえで、明らかに面接相談が有効と思われる場合にのみ面接相談を行うよう方針が改められた。

直接支援の変遷

第1期から第2期にかけても、被害者等の家庭を訪問しての買い物等の生活支援、公判への付添や代理傍聴などの直接支援が数は少ないながらあった。しかし、早期援助団体に指定され、裁判員裁判制度が開始され、被害者参加制度が導入された第3期になって、当センターの直接支援は大きく様変わりした。最大の変化は、警察、検察、裁判所、被害者側弁護士と当センターの連携が緊密になり、当センターの社会的立場や果たすべき役割が明確になったことである。以下に、第3期に明確になった当センターの直接支援の在り方を警察、検察、被害者側弁護士との関係に分けて述べる。

警察との連携 事件直後から県警本部の臨床心理士が被害者等の心のケアを行う。しかし、わずか2人の臨床心理士では、次々に起きる事件事故の被害者等に継続的な対応はできない。そこで、医療機関や行政の相談窓口、とくに児童相談所や学校のスクールカウンセラーに協力依頼がなされる。そのなかで、従来の相談窓口での対応に被害者等の心理的抵抗が強い性犯罪の被害者・家族、殺人事件の遺族等が早期事案として当センターに紹介されることが多くなった。いずれも、事件による心の傷（トラウマ）が深く、人間不信の強い状態に陥っている。そのため、被害者等から自発的に当センターに支援を求めてくることは少ない。そこで、当センターの常駐相談員が電話や訪問で挨拶をして信頼関係づくりを行う。それが奏功して、継続的な支援が始まる場合もある。支援を求められない場合はしばらく様子を見守ることも少なくない。

検察官との連携 加害者を起訴し裁判で求刑する検察官は、従来から被害者等に事情聴取等を行ってきた。ただし、それはあくまで本来の訴追を行うための業務の一部でしかなかった。基本法施行後、検察官にも被

害者支援の姿勢が求められるようになった。加えて裁判員裁判開始後は、被害者等の意見陳述が裁判員の判断に大きな影響を及ぼすようになり、検察官の被害者等への関与はより積極的になった。そこで、当センターでは、早期事案を受理すると、その旨を検察にも知らせる。すると、担当検察官や担当書記官から連絡があり、当センターとの打ち合わせ会が持たれる。殺人事件等の重大事件の被害者等は、裁判の開始までは1年から2年待たされることが多い。その間も、担当検察官からは裁判準備の進捗状況が当センターに知らされる。裁判員裁判の日程が決まると、公判当日の付添や代理傍聴、そのための控室や傍聴席の確保など支援に関する打ち合わせ等、検察官と度々連携することになる。このように、当センターが被害者等の支援をめぐって検察官と緊密な連携するようになったのはこの10年間で最も大きな変化の1つである。

法テラスとの連携 被害者参加制度では、被害者等が自ら公判に出席し、被告人に質問したり、裁判長に自らの心情を訴える意見陳述を行う。この制度も、当センターの直接支援を大きく変化させた。具体的には、被害者等と接触し始める段階から、被害者参加制度の説明を行い、もし、その制度を利用するならば被害者参加代理人の選定について話し合う。事件直後で心理的に動揺しているときは裁判のことを考える余裕がないが、検察官から公判の見通しが伝えられる頃になると、裁判にどう対応するか考え始める。ただ、被害者等は自分たちがどうして弁護士を雇わなければならないのか理解に苦しむ。しかし、現在の裁判員裁判で被害者等が参加する場合、代理人の支援なしでは心身の負担が過重になるのも事実である。そこで、当センターでは、被害者等に他の被害者参加の裁判員裁判を見学傍聴してもらっている。裁判員裁判で被害者等に求められる役割、具体的には意見陳述の要領、そして被害者参加代理人の役割を直接見てもらい、自分たちはどうすべきかを考えてもらうためである。このような見学傍聴で、代理人の必要性を認識してもらった場合には、日本司法支援センター（法テラス）の最寄りの支部に紹介し、弁護人の選定に入ってもらい、裁判所に被害者参加の申請をしてもらう。

弁護士との連携 当センター常駐相談員は、警察の臨床心理士、担当検察官や書記官、被害者参加代理人の弁護士と緊密に連携しながら被害者等を支援し、裁

判員裁判の当日を迎える。裁判員裁判における常駐相談員の役割は、つねに被害者等が裁判をどうとらえ、どう感じているかに注目し、被害者等の疑問、不満、不審な点を代理人の弁護士に伝え、対応してもらうことである。弁護士は、当然のことながら、審理の内容や判決の行方が最大の関心事であるが、常駐相談員は、被害者等に注目し、その心身の具合をしっかりと観察する。裁判は、ボクシングのリング上の闘いのようなものである。被害者等は、被告人の弁護士と検察官のかけひきに巻き込まれ、傷つき、疲弊し、体調を崩すことも少なくない。公判への出席が困難になっても、代理人の弁護士が対応するし、当センターの代理傍聴ができるので無理をしないよう伝えることが重要である。

常駐相談員と活動員との一体化 裁判員裁判は当初1週間程度の集中審理と説明されていたが、蓋を開けてみると、数週から数か月に及ぶ場合も少なくない。そのため、付添支援も担当の常駐相談員だけでは対応できず、他の常駐相談員が補助する必要がある。また、代理傍聴や傍聴支援については、常駐相談員以外の活動員の多くに協力を求めることとなる。早期援助団体となり、常駐相談員と活動員が活動面で二重構造となり、やや分離した感じがあり、活動員の活動意欲の低下が危惧される面もあった。しかし、裁判員裁判において常駐相談員と活動員が一体になって1事案の支援に取り組むようになり、活動員の意欲の改善につながっている。これも興味深い変化である。

GSVの方法の変遷

全事例検討から重点検討へ 当センターでは、発足から現在まで、毎月1回、すべての活動員対象のGSVを継続している。スーパーヴァイザー（SVR）は、主に筆者が担当している。当初は活動員が数名で相談件数も少なかったので1時間程度であった。活動員数や相談件数の増加とともに2時間となり、2012年4月からは、その前に1時間半の常駐相談員のためのGSVを行っている。原則、毎月第3土曜日16時から18時までの時間帯に行われ、すでに120回を超えている。GSVでは、ひと月の間に受けたすべての相談事例について、担当した活動員が、自ら書いた相談記録を読み上げ、対応上のポイントについてSVRがコメントする、いわば全事例検討会のスタイルを維持してきた。このスタイルにした第1の理由は、当センターにこのひと月ど

のような相談があったかを活動員全員で認識し、いつ自分がその相談を担当しても戸惑わないように準備してもらうためであった。第2の理由は、とくに第1期から第2期にかけてさまざまな背景の活動員がさまざまな対応を行う傾向があったので、当センターの相談方針を活動員間で一致させるためであった。そのため、SVRが各事例について当センターとしての基本的な対応のあり方を繰り返しコメントした。たとえば、被害念慮等に基づくと思われる相談では、根掘り葉掘り質問したり、ひたすら傾聴したりするのではなく、できるだけ早いうちに「当センターではお役に立てない」と伝えている。また、交通事故、消費生活上のトラブル、民事紛争などで他に適切な相談窓口があると思われる場合も、機械的に紹介するのではなく、まずは相談内容を具体的に聞く。なかでも、交通事故で親や子どもが死亡した事案では、安易に他機関に紹介するのではなく、電話相談を継続したり、面接相談に誘うなど積極的な対応をしている。

第3期になると、活動員数も増え、電話相談だけでなく面接相談や直接支援が増え、限られた時間ではその月のすべての相談を検討することはできなくなった。そこで、当日配布回収の全事例一覧表を、「直接支援（裁判支援等）」と「電話相談（面接相談への移行例も含む。）」に分け、「電話相談」も、さらに「殺人」、「暴行傷害」、「性被害」、「DV、ストーカー」、「交通事故」、「詐欺」など相談内容によって分類して示した。被害念慮に基づくと思われる相談は、「その他」として最後に示した。加えて、GSVの前にSVRと事務局の責任者がこの一覧表を基に、重点的に検討すべき事案や問題点を整理してGSVに臨むようになった。このことで、限られた時間内に、かなり効率的に多くの事案を検討することができるようになった。

参加意欲を高める工夫 相談が毎日あるわけではないので、GSVで担当事例を発表する活動員の数は限られている。半数以上のGSV参加者は、2時間黙って聞いている。そこで、電話相談のモニター担当者にも感想を求めたり、傍聴支援参加者全員に公判の感想を求めると、できるだけ多くの活動員の発言を引き出しGSVへの関与度を高めるよう努めている。

前述したように、早期援助団体に指定され、早期事案にかかわる常駐相談員と一般の電話相談にかかわる活動員とが活動やGSVでも分離していくことが懸念さ

れた。そこで、20013年からは活動員対象のGSVの後半部分で、すでに支援を終了した早期事案について担当常駐相談員が支援活動の概要を報告し、活動員にも早期事案の支援について理解してもらうように努めた。

事前・事後説明会の開催 多くの活動員が傍聴支援に入る裁判員裁判では、被害者等や代理人の弁護士の協力を得て、公判の日程や争点等についての直前説明会を、GSVやその前後に開催する機会が増えた。また、事案によっては、判決が出た後に、代理人弁護士による事後説明会も開かれるようになった。個々の活動員は、数日から数週間の公判日程のうちせいぜい1日しか傍聴支援に参加できない。いきなり傍聴に入っても、審理の内容がほとんど理解できない。それに対して、このような事前事後の説明会に参加すると、裁判の全体像が深く理解できるようになる。また、当センターで被害者等や代理人と弁護士の話を直接聞くことで、裁判だけでなく裁判後の支援活動について、具体的なイメージを描くことができる。そのようななかで、当センターでは2014年に、全国的にも珍しい少年審判への被害者参加に対する付添支援を経験した。地方裁判所で被害者支援体制がかなり整備されているのに対して、家庭裁判所での被害者等への支援はかなり遅れており、当該事案が早期事案ではなかったことも相まって付添支援も困難を極めた。そこで、審判終了後に、被害者参加代理人の弁護団と、当センターの活動員、理事を交えた事後説明会及び意見交換会が開催された。その結果、弁護団と当センターの連携のあり方が詳細に検討され、弁護団に当センターの支援のあり方が深く理解されることになった。また、当センターの弁護士理事によって、家庭裁判所に対して、少年審判における被害者等への支援について多くの改善意見が提出された。このような経過を通して、活動員は傍聴体験の理解にとどまらず、判決の意味、さらには裁判所の抱える問題点や改善すべき点についても多くを学ぶことができた。

GSV上の今後の課題

常駐相談員及び活動員に対しては、支援活動委員長である筆者によるGSVと並行して、採用・研修委員会による月例の継続研修（講義や見学等）が行われている。上述の事前・事後説明会は両委員会の共催となることもある。この継続研修にも課題はあるが、本稿で

は、GSVにおける課題に絞って考察する。

方法上の課題 早期援助団体の指定、裁判員制度や被害者参加制度の開始にともない、常駐相談員や活動員のニーズに応えるべくGSVの方法を柔軟に変更してきた。今後も、少年審判や数か月に及ぶ長期の裁判員裁判など全国的にも例外的な事案を抱えた場合のGSVにはこれまで以上の工夫が求められる。また、現在検討されている裁判員裁判の見直しが実施された段階でも、GSVの改善が必要になるであろう。

参加者の出席率の向上 当センターでは、GSVは第3土曜の夕方、継続研修は第4木曜の夜と固定しているため、本務や家庭の都合でどうしても参加できない活動員が少なくない。また、活動への意欲や関心も個人差が大きい。そのため、GSVの方法をいかに改善しても、この10年のGSVへの出席率は低迷を続けた。そこで、採用・研修委員会と支援活動委員会が協議の結果、2014年度から、継続研修とGSVの出席率の低い活動員は次年度更新しないという方針を明確に打ち出した。その結果、2014年度上半期の出席率が大幅に上昇した。当センターはボランティア団体といえ、被害者等に対してだけでなく、関係機関に対する責任が次第に重くなっている。それだけに、一定の条件を満たさないと更新しないという活動員に対する厳しい姿勢も今後ますます必要と思われる。

SVRの増員 この10年間、筆者一人でSVRを担当してきたが、加齢に伴い病気になるや本務の都合で、年に数回GSVに出席できなかった。他の臨床心理士理事に急遽SVRを引き受けてもらうこともあったが、多くは中止となった。今後は、複数のSVRを確保し、SVRの個人的都合でGSVを中止せず、毎月開催できるような体制を整備する必要がある。

GSVの全国調査の必要性 本稿では、全国の支援センターの中で規模も歴史も平均的な当センターにおけるGSVの実態を報告した。今後は、全国の支援センターでのGSVの実態がどうなっているかを明らかにし、それとの比較で当センターの現状や課題を改めて考察する必要がある。大規模センターでは、複数のグループに分けてGSVを行っているという。その場合、SVR間の指導方針が一致しているだろうか。小規模センターでは、臨床心理士のSVRが不足しているという。その場合、どのような代替手段が講じられているだろうか。臨床心理士にとって、興味深いポイントがいく

つもある。NPO法人全国被害者支援ネットワークの協力を得て、全国の48支援センターにおけるGSVの実態調査を実施したいものである。

注) 稿を終えるに当たり、筆者に貴重な臨床実践の機会を提供していただき、ご指導ご協力を賜った公益社団法人広島被害者支援センター山本一隆理事長、岡野政義専務理事を始め、理事、常駐相談員、活動員の皆様は心より感謝申し上げます。また、比治山大学心理相談センターの江村佐和子相談員に校正等でご協力いただいた。ここに記して謝意を表します。

引用文献

- 1) 内閣府 (2004). 犯罪被害者等基本法
www.moj.go.jp/content/000004969.pdf
- 2) 杉本孝 (2011). 第1章第2節 警察における被害者支援・犯罪被害者給付制度 NPO法人全国被害者支援ネットワーク編 初級・中級テキスト NPO法人全国被害者支援ネットワーク (本書には通し頁の記載がないので、章、節を記載した。以下、同じ。)
- 3) 法務省 (2011). 第1章第6節II 検察庁による被害者支援 NPO法人全国被害者支援ネットワーク編 初級・中級テキスト NPO法人全国被害者支援ネットワーク
- 4) 杉本吉史 (2011). 第1章第5節I 弁護士役割 NPO法人全国被害者支援ネットワーク編 初級・中級テキスト NPO法人全国被害者支援ネットワーク
- 5) 内閣府 (2014). 平成26年度犯罪被害者白書 内閣府pp.79-104.
- 6) 富田信穂 (2011). 第1章第3節 犯罪被害者等早期援助団体 NPO法人全国被害者支援ネットワーク編 初級・中級テキスト NPO法人全国被害者支援ネットワーク
- 7) 内閣府 (2014). 被害者支援施策 内閣府HP www8.cao.go.jp/hanzai/kuwashiku/kihon/kihon.html
- 8) 白井孝一 (2011). 第1章第6節I 被害者参加制度と損害賠償命令申立制度 NPO法人全国被害者支援ネットワーク編 初級・中級テキスト

- NPO法人全国被害者支援ネットワーク
- 9) 柳沢智子 (2011). 被害者のための刑事裁判ガイド リベルタ出版 pp.1-56.
- 10) 関根剛 (2011). 第1章第5節II 臨床心理士の役割 NPO法人全国被害者支援ネットワーク編 初級・中級テキスト NPO法人全国被害者支援ネットワーク
- 11) 三木善彦 (2011). 第4章第1節 支援者のストレスとサポート NPO法人全国被害者支援ネットワーク編 初級・中級テキスト NPO法人全国被害者支援ネットワーク
- 12) 広島被害者支援センター (2014). 支援活動の推移 ニュースレター 第18号, p2.
- 13) 日本いのちの電話連盟編 (2009). 自殺予防のいのちの電話—理論と実際—ほんの森出版

〈キーワード〉

犯罪被害者等基本法, 裁判員裁判, 被害者支援センター, 臨床心理士, グループ・スーパーヴィジョン

兒玉 憲一 (現代文化学部社会臨床心理学科)